

給水装置工事について

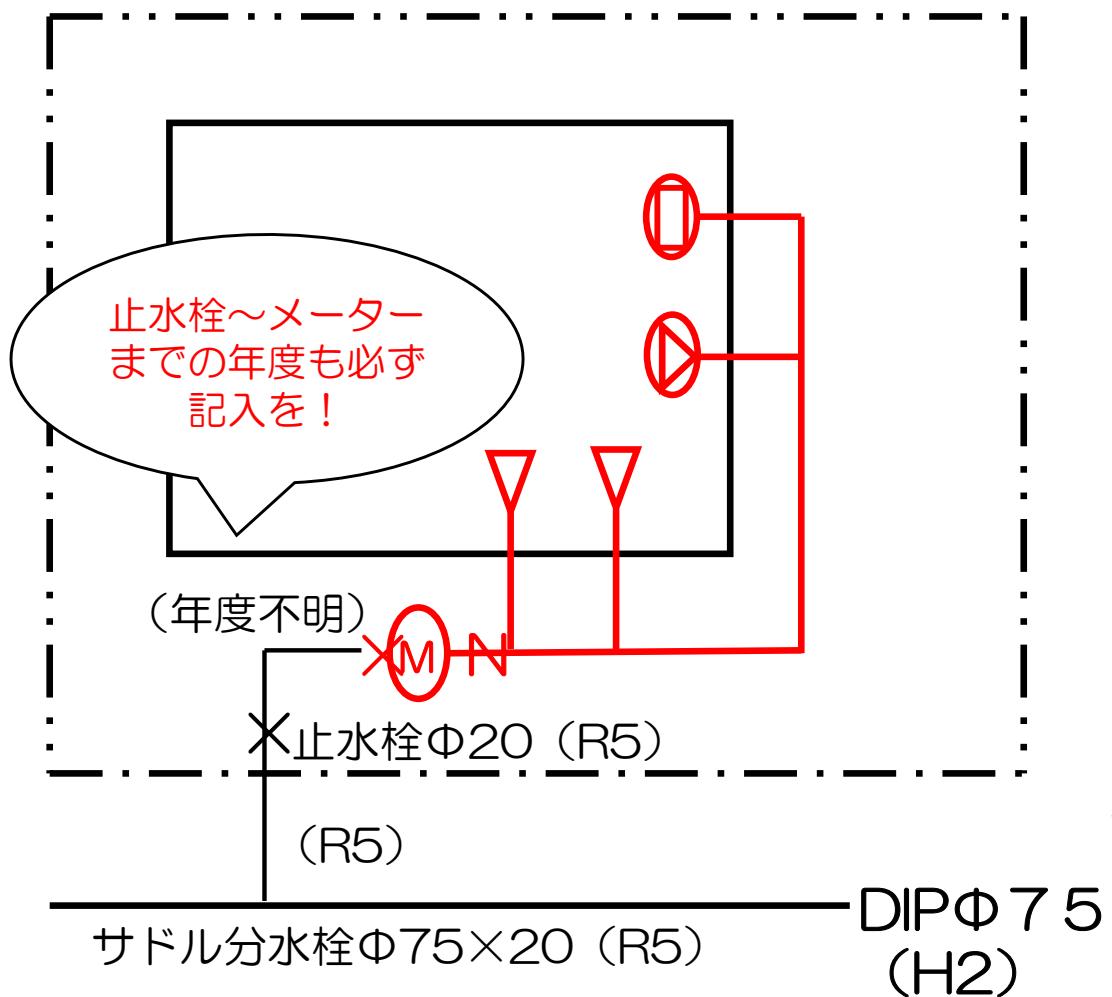
料金サービス課 給排水相談係

説明概要

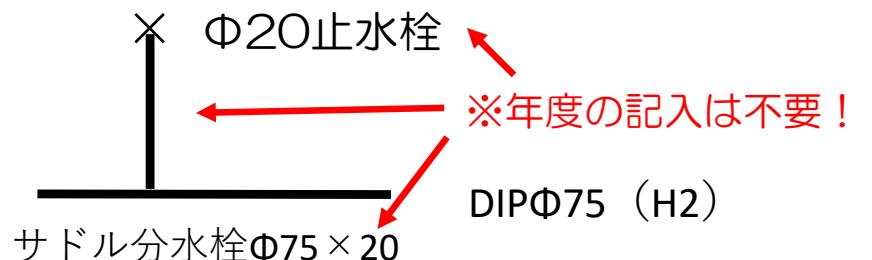
- (1) 申請時の注意点
- (2) しゅん工時の注意点
- (3) その他

(1)申請時の注意点

～図面の書き方について～



配水管年度と分岐年度が同じ場合



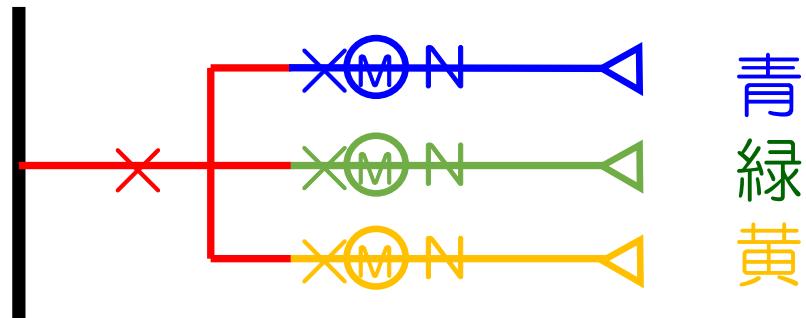
配水管年度と分岐年度が異なる場合



(1)申請時の注意点 ~図面の書き方について~

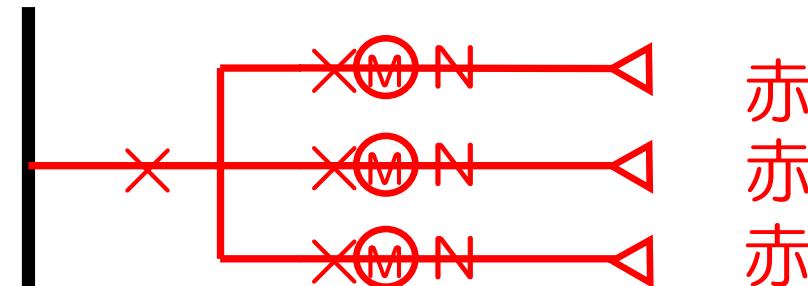
- ・メーター設備が複数ある場合

Ⓐ
メーター設備ごとの色分け図面



→ 申請時 提出図面Ⓐ

Ⓑ
赤黒の通常通りの図面



→ しゅん工時 提出図面Ⓑ

※ Ⓢ、Ⓑどちらかの提出でOK！

(1)申請時の注意点 ~図面の書き方について~

設計書に関して

設計書に記入を求めるものは
水栓数と
メーターのみ！！

水栓設置明細	食洗器	13	栓	1	台所
	給湯器	13	栓	1	
	混合立水栓	13	栓	1	洗面
	万能水栓	13	栓	1	洗濯
	ユニエーター	13	栓	1	
				<th></th>	
				<th></th>	
	(小計)			11	2

換算後の栓数 7.0

工事種別	形状寸法	単位	数量		摘要
			当初	しゅん工	
PP	20	m	4.0		
ローティングブリッジ		m	4.0		
止水栓	20	箇所	1		
メーター設備	20	箇所	1		
逆止弁	20	箇所	1		
地内	HIVP	20	m	23.0	
	HIVP	13	m	16.5	記入不要
道路部・そ	サドル分水栓	150×20	箇所	1	既設
	止水栓	20	箇所	1	既設

(1)申請時の注意点 ~図面の書き方について~

防食テープ、保温巻、ロケーティングワイヤを
図面上に記入!!



(1)申請時の注意点 ~事前協議について~

- ・事前協議が必要な事例
 - ①3・4・5階建て直結直圧給水
 - ②直結増圧給水方式
 - ③貯水槽給水方式
 - ④40mm以上のメーター器を設置するもの
 - ⑤その他
(分岐戸数、引込距離に応じて別途必要)

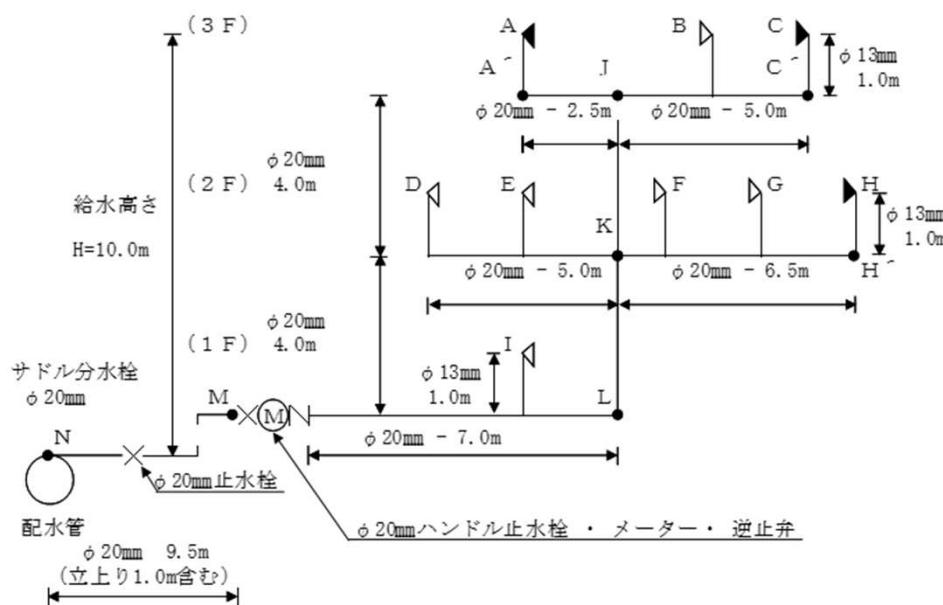
(1)申請時の注意点

～事前協議について～

- 必要書類

- ①申請書
- ②位置図
- ③アイソメ図
- ④平面図
- ⑤流量計算書
- ⑥自記録

アイソメ図(例)



位置図(例)



(1)申請時の注意点 ~事前協議について~

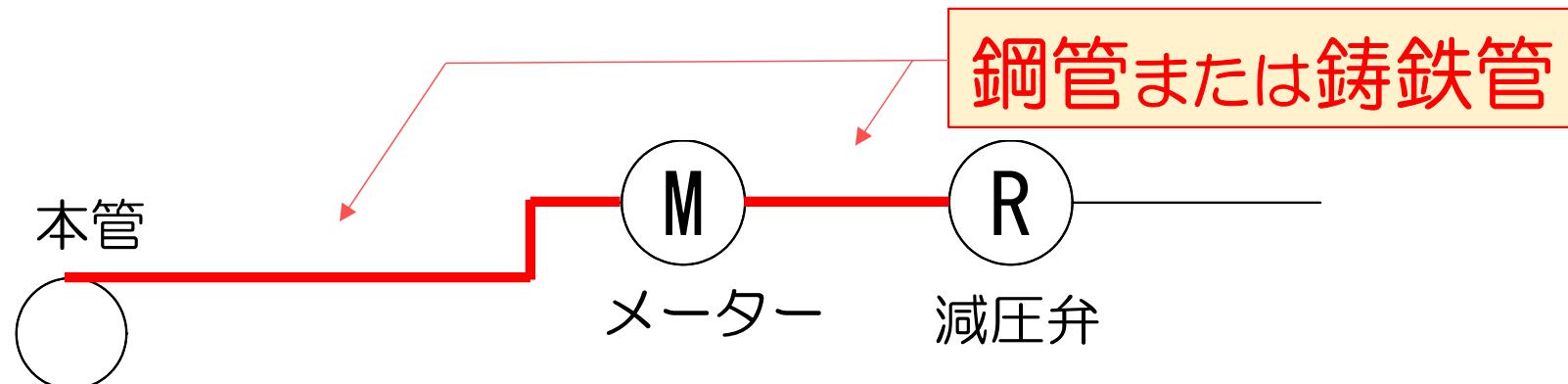
- 注意事項

- 非常用メーターの流量が計上されているかの確認をすること
- メータ一口径、配管口径が異なる場合は必ず比較を行うこと
- 事前協議後に変更が生じた場合は、変更協議を行うこと
着手後の設計変更はNG

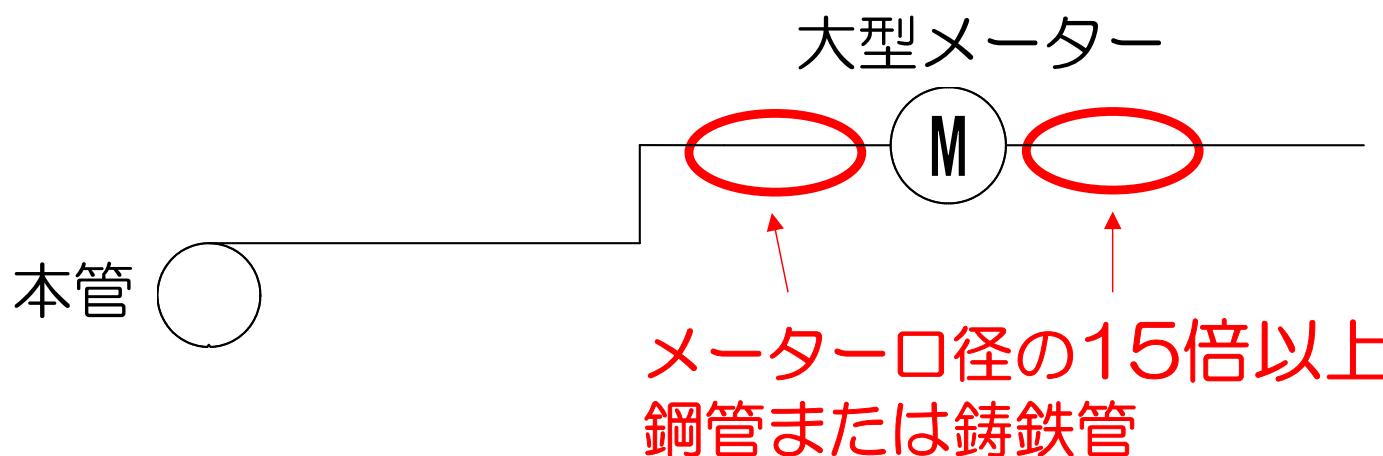
(1)申請時の注意点 ~使用材料について~

高水圧における配管材料

0.74MPaを超える場合



大型メーター(50mm以上)設置



(1)申請時の注意点 ~提出書類について~

給水装置工事に伴う局直営工事申込書（緑伝票）

下記の本管で、既設引込み管を
撤去する場合は（緑伝票）の提出が必要
緑伝票は申請時に提出！

本管管種	布設年度	分岐	停水の有無
鋼管	平成2年以前	チーズ分岐	有
鋳鉄管	昭和53年以前	甲型分水栓分岐	無

※局職員にバルブ操作を依頼する場合も、
バルブ操作「開」「閉」で緑伝票が2部必要！

(2)竣工時の注意点

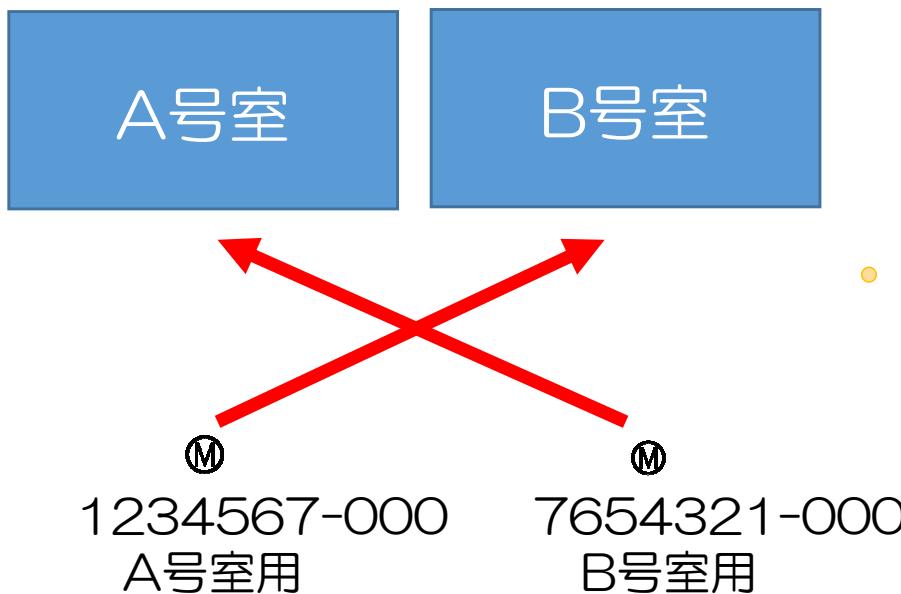
誓約書に記入の内容は、
施主に必ず説明をすること！！

(例)

- ・「今工事では、既設引き込み管を使用しますが、赤水、不出水及び漏水等が生じた場合は、自己の責任において対処します。」と記入していただいている場合でも、後日、施主から、「新築なのになぜ赤水が出るのか」と問い合わせ有り。
- ・「減圧弁を設置しません」と記入していただいている場合でも、後日、施主等から、「トイレの器具が壊れた」と問い合わせ有り。（高水圧等が原因）

(2)竣工時の注意点

メーター交差



- ・メーターを複数設置する場合、交差してメーターを設置するケースが見受けられる

A号室の使用水量をB居住者が、
B号室の使用水量をA居住者が
支払うことになる

- ・メーターを取り付ける際は、
「部屋番号」「メーター番号」「お客様番号」を確認！！

(2)竣工時の注意点

オフセット

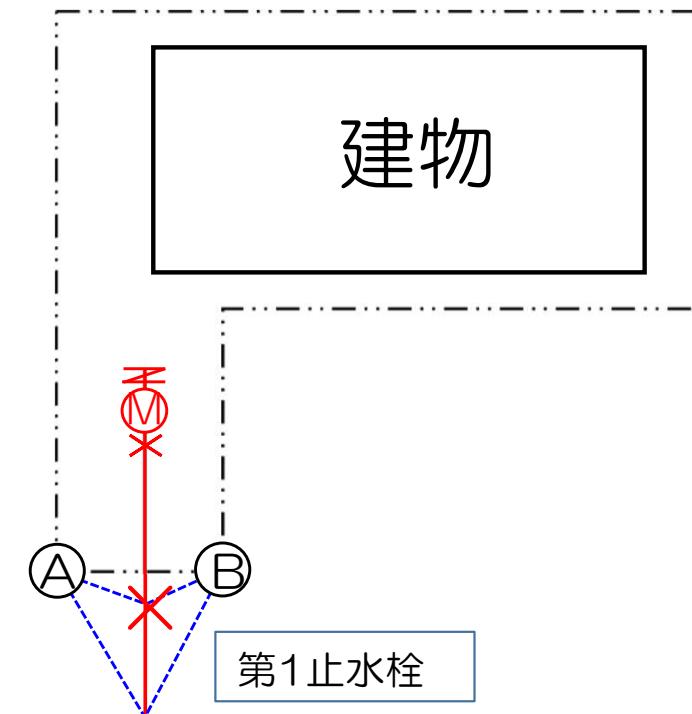
※止水栓が複数ある場合は全て記載

オフセットの距離や目印は
正確に記入してください



分水器具はAから0.0m 止水栓はAから0.0m
Bから0.0m Bから0.0m

※必要であれば目印の名称も記載



(2)竣工時の注意点

オフセット

※図面の様式は長崎市ホームページに掲載
[「長崎市 給水 様式」で検索](#)

(ホームページ題名：給水装置工事の申請に関する実務必携および指定書類一覧)

配水管（水道本管）
から分岐した場合
しゅん図オフセットに
分岐部の土被りを記入

水 系	水 壓	時	MPa
しゅん工図(オフセット)	減圧弁設定水圧	MPa	
分水器具は A から B	配水管 土被りは m	m 第1止水栓は A から B	m 第2止水栓は A から B

(2)竣工時の注意点

- 増圧装置の警報設定情報について

増圧装置の警報設定水圧及び発報先をしゅん工図面に記入

- 警報の作動設定水圧・・・0.0MPa以下
- 発報先・・・ポンプのみ(現地)orポンプ(現地)と警備会社名等(連絡先含む)
- 消防設備との連動の有無・・・連動有りor連動無し

- 自主検査時の遊離残留塩素、水圧試験について

遊離残留塩素の測定を必ず実施すること

水圧試験も必ず実施すること

※外線工事、市水切替工事等含む。

(2)竣工時の注意点

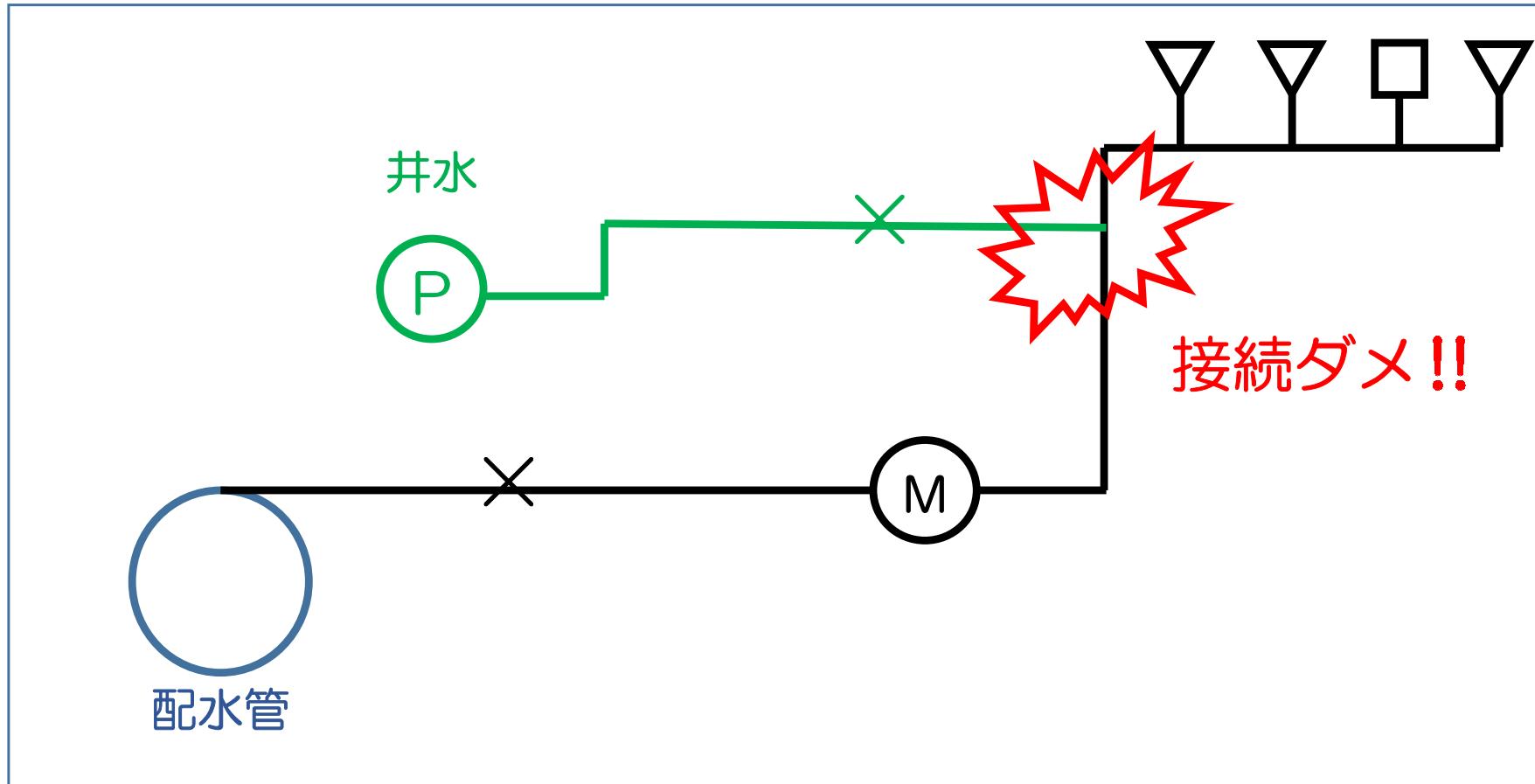
事前協議に伴う提出書類

- ※1 4・5階直結のみ
※2 簡易専用水道は生活衛生課に届出
(有効容量10m³を超えるもの)

給水方式	提出書類			
	維持管理届	設置届	廃止届	誓約書
4・5階直結	○			
貯水槽	○	○ ※2		
直結増圧	○			○
貯水槽から直結	○ ※1		○ ※2	
アプロイクラー				○

(3)その他

クロスコネクションの禁止



※給水装置とそれ以外の管を接続することは、
水道法で禁止されています。

(3)その他

～メーターについて～

メーター先渡し

- ・井水から市水に切り替える場合
(居住者がいる場合に限る)
- ・貯水槽方式から直結給水方式に切り替える場合
- ・遠隔指示式の水道メーターを設置する場合

※ その他、基本的にメーターの先渡しは認めていません。

(3)その他

～メーターについて～

臨時用メーター

下水道が有の場合は必ず
仮設の上下水の申請を提出
すること。

※既得権利が有る場合でも同様に、
復活ではなく仮設の申請を！

給水期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
※給水期間は最長6ヶ月になります。給水期間が6ヶ月を越える場合は、申込・廃止届書の再提出が必要になります。再提出が無い場合は、メーターを撤去いたします。	
支払方法	給水期間満了後一括支払 ※ 1m³あたり396円(消費税別)
下水道	有 · 無
建築物の種別	1. 一般住宅 2. 建売住宅(戸) 3. 団地造成 4. 現場事務所 5. ビル 6. 集合住宅(戸) 7. 解体 8. その他 ()
建築延面積	m ²

(3)その他

～メーターについて～

臨時用メーター

- ・期日を守り、申請地でのみ使用すること！！

臨時用メーターの使用廃止に伴い、撤去を行ったメータは、速やかに清算、返却すること

- ・臨時用メーターは最長6カ月で清算すること

延長する際は、6カ月を超える前に一度清算し再度申請を行う
※何カ月も更新を行わない場合は、メーターを撤去することがありますので注意を！！

- ・更新の際はメーター指針の写真を撮ってること

(3)その他

～メーターについて～

臨時用メーター

(注意) しゅん工を届け出ず、臨時用メーターのままお客様に引き渡している事例が複数件確認されています。



しゅん工できない理由がある
場合は事前に相談を！

※料金請求が適正にできず、お客様に迷惑がかかります。

(注意) 臨時用メーターを破損、紛失、逆付けした場合、賠償金が発生します。

(3)その他

～メーターについて～

メーター交付・返却窓口

	一般用メーター	臨時用メーター
交付	15階料金サービス課	
返却	※一般用メーターの返却は4階も可能	

※メーターは汚れを落とした状態で返却してください。

※申請により、私物メーターから貸付メーターへ変更する場合は、
交付・返却ともに4階料金受付センターになります。
(申請条件等の問い合わせも4階料金受付センターへお願いします)

(3)その他

～使用材料について～

一部製品の使用上の注意

大和バルブ製のスリース



他社製バルブに比べ、
頭の丸みが大きい

埋設での使用にはご注意を!!

左：東洋バルブ 右：大和バルブ

(3)その他

～手数料について～

水道利用加入金・検査手数料について

★納付書の交付は、**15階料金サービス課窓口**

※竣工時の送達簿の印鑑は検査手数料をお支払い後、
4階料金受付センターで押印

★お支払いは、**4階料金受付センター**又は**指定金融機関**

※指定金融機関をご利用の場合は、日数がかかりますので、
お急ぎの場合は、4階の料金受付センターへ

ご清聴ありがとうございました